

情報通信行政・郵政行政審議会  
有線放送部会（第3回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年3月26日(金) 10時30分～11時20分

於、第1特別会議室

第2 出席した委員等（敬称略）

根元 義章（部会長）、大谷 和子、岡村 久道、根岸 哲、山下 東子

（以上5名）

第3 出席した関係職員等

山川 鉄郎（情報流通行政局長）、久保田 誠之（官房審議官）、佐々木 祐二（衛星・地域放送課長）、澤田 史朗（地域放送推進室長）、荻原 直彦（衛星・地域放送課技術企画官）

（事務局）

武田 博之（情報流通行政局総務課長）

第4 議題

（1）議決事項

諮問を要しない軽微な事項について

（2）報告事項

ア ケーブルテレビの現状について

イ 有線テレビジョン放送法施行規則第26条の16第3項第3号に規定する告示の一部改正について

（4）諮問事項

萩ケーブルネットワーク株式会社の有線テレビジョン放送施設の設置許可について【諮問第2002号】（非公開）

## 開 会

○根元部会長　それでは定刻になりましたので、第3回になりますけれども情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会を開催したいと思います。

今日は、年度末で大変お忙しいところ、朝早くからご参集いただきましてありがとうございます。よろしくどうぞお願いいたします。

本日は、委員7名中5名が出席されております。定足数を満たしておりますので、進めたいと思います。

また、今日の会議は情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項ただし書の規定により、一部非公開にて行います。したがって、傍聴者の方々には非公開とする議題が始まる前にご退出していただくこととなりますので、あらかじめご承知おきをいただきたいと思います。

○根元部会長　それではまず、会議に先立ちまして、昨年7月に総務省で行われました人事異動後、今日が初めての部会の開催でございますので、総務省の方に順にごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○山川情報流通行政局長　情報流通行政局長の山川でございます。昨年は留任をいたしまして、2年目になります。よろしくお願いいたします。

○久保田官房審議官　同じく留任をしております官房審議官の久保田でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木衛星・地域放送課長　衛星・地域放送課長の佐々木と申します。昨年の7月に着任しております。以前は衛星放送課と地域放送課と2つの課だったので、昨年の9月の組織改正で1つの課となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○澤田地域放送推進室長　7月に着任をいたしました、地域放送推進室長の澤田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○荻原衛星・地域放送課技術企画官　同じく7月に着任いたしました、衛星・地域放送課の技術企画官の荻原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○武田情報流通行政局総務課長　7月に情報流通行政局総務課長を拝命いたしました武田でございます。本審議会の事務局を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

○根元部会長　どうもありがとうございました。

○根元部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

今日の議題は、議決事項が1件、報告事項が2件、諮問事項が1件の、計4件でございます。

初めに、当部会の専決事項であります有線テレビジョン放送法第26条の2ただし書の「軽微な事項」の認定について、お諮りをしたいと思います。資料に基づきまして、事務局から説明をいただきます。

○武田情報流通行政局総務課長　それではご説明させていただきます。

お手元の資料3-1をごらんいただきたいと思います。本件は、当部会の専決事項であります有線テレビジョン放送法第26条の2のただし書の軽微な事項の一部を改正する案でございます。

有線テレビジョン放送施設の設置許可につきましては、有線テレビジョン放送法第26条の2において、審議会への諮問事項となっておりますが、同条のただし書におきまして、審議会が軽微な事項と認めるものにつきましては、諮問を要しないこととなっております。現在、本部会決定第1号によって軽微案件とする事項につきましては、この資料にありますように、1、受信障害解消のために設置する施設であって、既設の事例と施設の類型を同じくするもの。2として、受信障害解消のために設置する施設以外の施設のうち、引込端子の数が1万未満の規模の施設であって、既設の事例と類型を同じくするものとなっております。

このうち、2の引込端子数につきましては、現在、1万端子未満となっておりますところを、案のとおり2万端子未満に修正させていただくということで、提案させていただくものでございます。

修正の理由でございますが、まずこの1万端子未満につきましては、平成3年、今から20年ほど前にお決めいただいたものでございます。その際、併せまして、私どもの地方部局であります総合通信局に、この1万端子未満の施設の許認可事務につきましては、移管をしております。それから、既に20年経過ということでございます。総合通信局におきましては、この20年間にわたりまして、この許認可に関するノウハウが十分蓄積されているということでございまして、この機会に2万端子未満に引き上げても問題ないのではないかということで、提案をさせていただく次第でございます。

資料の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○根元部会長　　ありがとうございました。ただいま、軽微な事項、ただし書のところを変更したいというご提案でございます。説明に関して、何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

　　20年前に決めた1万を2万にすると。それで、技術の革新と、それから、総合通信局でのその確認のノウハウも上がってきたので、1万も2万も変わらないという、ここで審議することもない状況になったというご説明ですが、よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長　　では、お認めいただきましたので、当部会においてそのように決定することにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○根元部会長　　続きまして、報告事項の審議をさせていただきたいと思います。まず、ケーブルテレビの現状につきまして、総務省からご報告をお願いしたいと思います。

○澤田地域放送推進室長　　それでは資料3-2でご説明をさせていただきます。A4横長の資料でございます。

　　1ページ目をお願いいたします。この資料は、ケーブルテレビの施設数及び事業者数を掲げているものでございます。平成21年3月末現在、ケーブルテレビ施設は約7万5,000、事業者は4万4,000でございます。このうち、501端子以上の施設は本日この後ご審議いただきますように、有線テレビジョン放送法の規定によりまして、総務大臣の許可を要することとなっております、このうち、自主放送を行う施設は689、事業者数は531となっております。

　　2ページ目をお願いいたしたいと存じます。2ページ目はここ10年ほどのケーブルテレビの加入世帯数、普及率の推移でございます。ごらんいただいておりますように、加入世帯数、普及率とも堅調に増加しております、昨年度末のケーブルテレビ加入世帯数は2,301万世帯、普及率が44％となっております。

　　3ページ目をお願いいたします。3ページ目でございますが、こちらは各都道府県別のケーブルテレビの普及率を色分けして図示したものでございます。赤色が一番普及率の高いところでございまして、以下紫、水色、緑、黄色の順に普及率が低くなっております。普及率はごらんのとおり、都道府県ごとにまちまちでございまして、地域によってさまざまな理由があるようでございますが、最も普及率が高いのは山梨県で86％、続いて大阪府の76％、三重県の69％となっております。一方、最も普及率が低いのは福島県でございます。

4 ページ目をお願いいたしたいと存じます。4 ページ目が、有線テレビジョン放送施設の新規設置許可状況についてでございます。前回ご報告をさせていただいた後、平成20年10月1日から平成21年12月末までに、ごらんいただいておりますとおり、新たに12の施設を許可したところでございます。1番目の石見銀山テレビ放送につきましては、前回の諮問案件でございます。なお、一番下の12番、全関西ケーブルテレビジョン施設でございますが、これにつきましては、受信障害解消を目的とした施設の整備でございます。

5 ページ目をお願いいたしたいと存じます。5 ページ目が、過去5年間の経営状況の変化でございます。経営状況は全体として改善をしてきている状況でございます。平成16年、左のグラフでございますが、単年度黒字、累積赤字が40.3%、オレンジのところでございますが、平成20年度では28.3%と、12ポイント減少する一方で、単年度黒字、累積黒字につきましては、40.6%から約13.5ポイント増加をいたしまして54.1%と、昨年度から全体の過半数を超えてきている状況でございます。

6 ページ目をお願いいたしたいと存じます。電気通信役務利用放送事業者の登録状況についてでございます。有線テレビジョン放送法におけますケーブルテレビ事業者というのは、自前の設備を設置して、有線テレビジョン放送を行う事業者でございますが、ここに掲げさせていただいておりますものは、電気通信役務利用放送事業者というものでございまして、電気通信事業者の光ファイバー回線など、電気通信役務の提供を受けて、有線放送を行う事業者でございます。こちらのほうは電気通信役務利用放送法という有線テレビジョン放送法とは別の法体制で規律をされることとなっております、許可ではなく登録制となっておりますところでございます。

この登録を受けた事業者につきましては、平成22年2月末で23事業者となっております。このうち方式という欄に、従来方式と書いておりますものが有線テレビジョン放送で使っている伝送方式と同じ方式、RF方式で放送を流しております。また、下段のIPマルチキャスト方式と書いておりますのが、インターネット・プロトコルを用いた方式でございまして、それを用いて放送を行っている事業者でございます。

以上、簡単ではございますが、ケーブルテレビの現状についてご説明をさせていただきました。

○根元部会長　　ただいま、ケーブルテレビの現状ということにつきまして総務省からご報告をいただきました。何かご質問はございますでしょうか。

- 根岸委員 本部会のテーマではないと思いますが、このケーブルテレビには、テレビの放送だけではなくて、通信など、ほかのものもやっていますよね。先ほどの経営状況がございましたけれども、これは専らケーブルテレビについてのみの経営状況ということでよろしいのでしょうか。全体としてそういう、ここで話していたテーマではないと多分思いますけれども、他の分野も結構、これらの事業者というのはやっているという理解をしておりますが、そのような理解でよろしいかということです。
- 澤田地域放送推進室長 ここに書いておりますのは、ケーブルテレビ事業者が行う事業全体でございます。
- 根岸委員 事業全体。
- 澤田地域放送推進室長 はい。ですので、インターネット事業等、含まれた結果でございます。
- 根岸委員 なるほど。後で出てくるテーマとして、有線テレビジョン放送の許可というのがありますよね。そこに経理的基礎とかいうのがありますけれども、それは、そのテレビジョンだけの話ですよ。
- 澤田地域放送推進室長 資料を出していただきます際には、その他の収入ということで、インターネット事業、その他の事業の資料も出してまいりますので、それもあわせて見ていただくということになっております。
- 根岸委員 なるほど、わかりました。ありがとうございます。
- 根元部会長 ほかいかがでしょうか。
- 岡村委員 従来型のケーブルテレビと、それから電気通信役務利用放送との、例えば後者が増えているとか、どういう傾向にあるのかということがわかりましたら、お教えいただけたら、ありがたいと思います。
- 澤田地域放送推進室長 以前は従来方式が中心でございましたが、近年特に、このインターネット・プロトコル方式というのが増えていまして、大きな事業者におきまして増えてまいっているということでございまして、その表にもございますとおり、全国で、例えばビー・ビー・ケーブル、アイキャスト、クーレボ、USENといった、全国展開をしている事業者を中心に、IPマルチキャスト方式が増えているという状況でございます。
- 岡村委員 ありがとうございます。
- 根元部会長 ほか、いかがでしょうか。

すみません、普及率なのですが、福島県は私の隣の県なのですが、極めて低いのですが、何か理由をご存じですかね。福島は大きな市は結構あるのですけれど。わかりませんか。

○澤田地域放送推進室長　この普及率が高い、低いということで、一概にこれが理由だというのはなかなか難しゅうございますけれども、福島県が低い理由としましては、例えば福島県は福島、郡山市、会津若松市など、人口集中地区と呼ばれるところが比較的分散されておりますので、その点、経営的、あるいは採算的に難しいということで、参入がしづらいエリアなのかなと、これはあくまでも推測の域を出ないわけでございますけれども、そういった要素もあるのかなと思っております。さらに、県南部では在京キー局の受信が可能ということでありまして、その点からしますと、ケーブルテレビに対するニーズというのも、さほど高くないのではないかというようなことが要因となりまして、普及率が低くなっているのではないかというふうに考えております。

○根元部会長　ありがとうございます。

○山下委員　同じく、普及率のところでございますが、順調に伸びているというのはいいことだと思いますけれども、この要因として、例えば地上波のデジタル化に伴って、もうケーブルに切りかえようというような、そういう代替需要が増えているのか、あるいはインフラの整備に伴って、自分も潜在的に加入したかったのだという方々が供給条件が整って加入しておられるのか、そういった、その内容というのでしょうか、要因というのはどんなようになっているのでしょうか。

○澤田地域放送推進室長　ご指摘いただきました2点とも、大きな要因としてあるというふうに私は思っております。とりわけ、地デジ化に伴いまして、難視聴地域を中心としまして、ケーブルテレビを普及することによりまして、地デジを進めていこうという近年の国の施策といたしまして、補助金をつけるなどして誘導していたというようなこともございます。一方、都市部では、やはりケーブルテレビに対するニーズが高いということが要因になっておられると思われまますので、とりわけ近年伸びておりますところは、東京、大阪、埼玉、愛知というようなところの都市部と、それから地デジ施策などに伴いまして、ケーブルテレビ整備を熱心にやられた自治体というところが、多く進んでいるのかなというふうに思っている次第でございます。

○山下委員　ありがとうございます。

○根元部会長　ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、ただい

まご説明いただいたことに関しまして、了解ということにさせていただきたいと思えます。

○根元部会長 次に、有線テレビジョン放送法施行規則第26条の16第3項第3号に規定する告示の一部改正について、総務省からご報告をお願いいたします。

○荻原衛星・地域放送課技術企画官 それでは、お手元の資料3-3をごらんいただきたいと思えます。緊急地震速報の伝送の迅速化のための告示の改正ということでございます。

表紙めくっていただきまして、1ページ目でございますけれども、背景をお話しさせていただきます。地上デジタル放送を送る際に、そのデジタル信号を処理する時間ですとか、あるいは、信号の誤りを訂正する機能を高度化させるといったような処理を行うために、その処理に約2秒の時間がかかっております。

このため、平成19年10月に気象庁が始めました緊急地震速報を流す際に、その映像信号に緊急地震速報の信号を乗せて伝送を、今、しているわけでございますけれども、結果として約2秒の遅延が発生するということが、報道あるいは国会等でも指摘されたということがございます。それを受けまして、平成20年9月でございますけれども、総務省がARIBあるいは民放連等に要請いたしまして、緊急地震速報の伝送を迅速化する手法について検討をお願いしております。

その結果、平成21年9月、昨年9月でございますけれども、右の水色の枠で囲った部分でございますが、4つの方式が有効ではないかということで、結論いただいているところでございます。上半分のところに4つの方式が挙げられておりますけれども、1つは、映像信号の圧縮そのものを高速化する技術を採用するという方法でございます。これは総務省で以前、平成16年から18年に研究開発プロジェクトが行われておりまして、その成果が活用できるのではないかというご指摘でございました。それから、②、③、④とございますが、②の文字スーパーの利用、あるいはデータ放送の利用ということ、あるいは④の伝送制御用の伝送路の利用ということでございますが、これらはいずれも緊急地震速報を映像情報に乗せるのではなくて、ほかの信号の伝送に乗せて送るというものでございます。

②は文字どおり文字スーパーの信号に乗せて送るという方法でございます。③はデータ放送に埋め込んで映像とは別に送るということでございます。下に模式図がございますけれども、映像処理の圧縮の要因、あるいは伝搬の要因で、それぞれ1秒ずつの遅延

が生じる中で、この②あるいは③の方法を採用いたしますと、映像処理を経ないもの  
すから、その部分の時間が圧縮できるという効果がございます。

それから④の伝送制御用の伝送路の利用ということもございますけれども、こちらの  
方式を使いますと、圧縮の過程が全くなくなるのと同時に、誤り訂正等が不要な、そう  
いった影響を受けにくい伝送の方法になっておりますので、伝搬による処理の方法も簡  
素化されまして、この中では一番大きな短縮効果が得られるといった結果が出ておりま  
す。

この中で、また背景の左側のほうに戻っていただきますと、最後の④の方式につつま  
しては、現行の技術基準の改正が必要であったため、平成21年10月に地上デジタル  
放送の技術基準を整備しております。ケーブルテレビにおきましても、セットトップボ  
ックスでこの信号を受信する場合に、信号をどこに埋め込むかという規定を決めなきや  
いけないということございまして、この地上デジタル放送の技術基準の整備とあわせ  
まして、関連告示の整備をしております。整備に当たりましては、昨年9月から10  
月まで1カ月間意見募集をいたしまして、意見は特段出ておりません。

改正の概要でございますけれども、先ほど申し上げましたように、地上デジタル放送  
をトランスモジュレーション方式、つまりセットトップボックスを経由して受信する際  
に、伝送信号の中に、どこに緊急地震速報の信号を入れ込むかというその場所を決める  
という告示の改正をしております。詳細は別紙2のほうに、最後のページになりますけ  
れども、まとめておりますが、告示で3ページにございますような信号の配列が決まっ  
ておりまして、どこに埋め込むかというのを、今回の告示改正で決めたということござ  
います。

この改正を受けまして、総務省では、放送事業者に対しまして、これらの方式を早く  
導入していただくように要請をしているところでございまして、その結果、文字スーパ  
ーの方式が受信機の変更等が必要ないということで、文字スーパーの方式を夏頃に導入  
することを目標に議論が進んでいるところでございます。また、改正に関連する④につ  
きましては、まだ運用仕様ですとか、あるいは機器への実装、そういった検証する課題  
がまだ残っておりますので、そういった課題が解決され次第、導入に向けた検討がなさ  
れるということになっておりますので、もう少し導入については時間がかかるという状  
況でございます。

説明は以上でございます。

○根元部会長 はい、どうもありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして、何かご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

これは、文字スーパーは、一般家庭の受信機は何もしなくてもいいと。それで、今年の10月から施行ということですね。

○荻原衛星・地域放送課技術企画官 文字スーパーは、まず受信機はそのままで結構です。

○根元部会長 それで、問題は、④で先ほどご説明あったように、セットトップボックスで伝送方式が根本的に変わるから、各家庭が負担するということですよ。

○荻原衛星・地域放送課技術企画官 そうですね、受信機のほうもそれに合わせた方式にする必要がございますので、普及までには時間が少しかかるということでございます。

それから、先ほどおっしゃってました文字スーパーにつきましては、特に制度の改正等必要なく、そのまま放送事業者側の準備ができれば導入できるという方式でございますので、特に文字スーパーに関しては制度の改正等は今回関連していないと。

○根元部会長 ④の場合に、責任を持って、伝送方式が変わったときに対応する仕組みをしっかりとさせないと。各家庭がやるのか、受信機をつくるメーカーがやるのか、セットトップボックスをセットしたところがやるのか、しっかりとさせないといけませんよね。

○荻原衛星・地域放送課技術企画官 そうですね、それぞれが確実に緊急地震速報を伝送するということが担保されるような技術基準に沿った機器がつけられ、利用者のほうに不利益が発生しないようにする仕組みはしっかりとつくっていく必要があろうかと思っています。

○根元部会長 地震がいつ来るかわからないので、できるだけ早めにやっていただいたほうがいいと思うのですがね。2秒の差というのは、直下型だったら結構大きいですからね。

何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。こういう改正があったということと、将来進むべきプロセスをご報告いただいたということでございます。どうもありがとうございました。

○根元部会長 それでは次の議題に移らせていただきます。次の議題の審議は、議事規則第9条第1項ただし書の規定によりまして、非公開とさせていただきます。ここで恐縮でございますが、傍聴者の方々は退室をお願いしたいと思います。よろしくお願います。

(傍聴者退室)

○根元部会長　それでは最後に、諮問事項の審議をいたしたいと思います。諮問第2002号「萩ケーブルネットワーク株式会社の有線テレビジョン放送施設の設置許可について」でございます。内容につきまして総務省からご説明をお願いしたいと思います。

○澤田地域放送推進室長　それでは、資料の3-4に沿ってご説明をさせていただきます。1枚目は諮問書でございます。本件は萩ケーブルネットワーク株式会社から、平成22年3月8日付けで有線テレビジョン放送法第3条の第2項の規定に基づきまして、有線テレビジョン放送施設の設置の許可について申請があったものでございます。

これを私どものほうで審査をいたしました結果、同法第4条第1項各号、許可の基準の規定に適合し、かつ同法第5条各号欠格事由の規定に該当しないと認められたため、同法第3条第1項の許可を与えることについて、諮問をするものでございます。

それでは別添資料に基づきまして、申請の概要、審査の概要等についてご説明をさせていただきます。1枚おめくりをいただきまして、資料の1ページ目をお願いいたします。(1)の申請の概要についてでございます。申請者の萩ケーブルネットワーク株式会社は、山口県の萩市内におきまして、昭和63年4月に有線テレビジョン放送施設の設置の許可を受けまして、有線テレビジョン放送を提供している、第3セクター法人でございます。今回、施設の設置を予定している益田市でございますが、島根県の西端に位置をいたしまして、人口約5万1,000人の島根県第4番目の都市でございます。市町の位置関係につきましては、資料の最後のページに島根県のケーブルテレビの現状を示した地図がございますので、ご参照いただければと存じます。

設置を必要とする理由についてでございます。平成16年11月に、旧益田市、旧美都町、旧匹見町が合併して誕生いたしました益田市でございますが、旧市町で受け継がれた歴史や文化を生かしつつ、官民が一体となった意識の醸成やまちづくりを目指すとともに、高齢化あるいは情報化の進展などに適応できる社会基盤の整備を進めていくことが必要となっているところでございます。このため、地域密着型の情報インフラといたしまして、FTTH方式によりますケーブルテレビ施設を設置し、これを活用することによりまして、地上放送の再送信、多チャンネル放送、生活情報・行政情報などのサービスを実施しようとするものでございます。

次に、施設の区域の欄でございますが、益田市全域を整備するものでございまして、資料13ページに益田市の全域を記した地図がございます。

続きまして、主たる設備の設置場所についてご説明をさせていただきます。地上デジタル放送及びFMラジオは、受信空中線を益田市に設置をいたしまして、BS、CS放送の受信空中線は山口県の萩市に設置をいたします。また、ヘッドエンドにつきましては、益田市及び萩市に設置をいたすところでございます。

続きまして、設備完了予定及び施設の規模についてでございますが、平成23年3月末までに施設の設置を完了する予定でございます。翌4月から放送サービスを開始する予定でございます。また、引込端子の数は3万4,020でございます。

続きまして、施工及び保守の方法についてでございますが、業者に委託する予定とのことでございますが、保守につきましては、萩ケーブルネットワーク株式会社みずから行い、一部は委託することとしております。

2ページをごらんいただきます。放送内容についてでございますが、テレビ54チャンネルを計画いたしております。自主放送、地上デジタル放送の再送信、BS放送の再送信のほか、CS放送等を放送予定でございます。また、伝送路の形態でございますが、FTTH方式といたしまして、上限周波数は770メガヘルツとなっております。また、使用する周波数については、10ページに使用周波数の配列表を添付しておりますので、ごらんいただければと存じます。

続きまして、事業収支見積でございます。まず収入につきましては、受信者から契約料及び利用料に加え、引込工事料その他の収入の収入等を予定しているものでございます。また支出につきましては、人件費及び物件費等を適切に計上しているものでございます。本計画によりますと、収支は開局■年目で単年度黒字となる予定となっております。

また、建設資金の調達についてでございますが、建設に要する約■円を自己資金のほか、総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金、内閣府の地域活性化・公共投資臨時交付金、また益田市の市の地方債、過疎債等によりまして調達をするものでございます。

料金につきましては、加入料5,250円を予定いたしております。利用料は地上デジタル放送の再送信を中心とするサービスが毎月1,575円、税込みでございますが、また付加サービスとしてBS、CS放送を含めた多チャンネル放送サービスを予定しておるところでございます。

続きまして3ページをお願いいたします。(2)の審査の結果等についてご説明をいたします。本件審査につきましては、有線テレビジョン放送法第4条1項の許可の基準並

びに法第5条の欠格事由に関しまして、有線テレビジョン放送法関係審査基準に照らした審査結果がこちらの表になるわけでございます。欠格事由、審査基準の第3条でございますが、本件申請者等は有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律、有線電気通信法の罰則等を受けた事業者ではなく、欠格事由には該当しないものでございます。

続きまして第4条の施設の区域についてでございますが、施設区域は益田市全域を施設区域とするものでございますことから、基準を満たすものと認められるものでございます。

4ページ目をお願いいたしたいと存じます。施設計画の合理性及び実施の確実性につきましては、施設区域は益田市で申請者が予測する需要の見込み並びに世帯区分の状況等を勘案した上で設定されるなど、適切であると認められるものでございます。

5ページ目をお願いいたしたいと存じます。(3)の施設の設置において必要な道路占用、そして電柱共架等につきましては、国土交通省、島根県、益田市及びJR西日本等から内諾を得ているなど、適切であると認められるものでございます。

また、(4)の設置場所でございますが、関係法令に照らして必要な対応がとられているほか、(5)設置者につきましては、自立的な事業活動を行う実体を有する者であると認められるところでございます。

6ページ目をお願いいたしたいと存じます。第6条の施設の技術上の基準につきましては、ポイントを申し上げますと、有線テレビジョン放送法第4条1項2号の技術上の基準への適合につきましては、有線テレビジョン放送法施行規則第2節に照らしまして、特段の問題はないと認められるものでございます。なお、施設の設置完了後、業務開始までに当該施設における実測値を提出させることといたしております。その他、各項目について、技術的条件に適合してございまして、問題ないものと認められるところでございます。

第7条の経理的基礎並びに技術的能力のうち、まず経理的基礎につきまして。アの工事費及び建設資金の調達につきましては、工事費が施工業者の見積もりにより、適切に計上されてございまして、これに見合う建設資金は益田市の補助金、過疎債等により調達をすることといたしております。

7ページをごらんいただきたいと存じます。イの事業収支見積についてでございますが、本年2月に益田市が行ったケーブルテレビに関するアンケートの結果、60%がケ

ーブルテレビの利用に高い関心を示しているという結果になったことを踏まえまして、  
■年目で■%、■年目で■%の加入を見込んでおります。この収入はこの加入者からの  
契約料、利用料を基本といたしております、妥当な見込みであると認められるところ  
でございます。また支出につきましては、放送に必要な経費のほか、修繕費、電柱等使  
用料など必要と認められる経費が適切に見込まれておりまして、問題がないものでござ  
います。

これらを基礎として算出した見積もりでございますが、開局■年目で単年度黒字を計  
上いたしまして、その後も毎年一定の利益を確保する見通しとなっております、事業  
運営に支障はないものと認められるところでございます。また、本件の当該施設区域に  
は他の有線テレビジョン放送施設が設置される予定はございません。また、本施設は受  
信障害の解消のみを目的とするものではございません。

8 ページをお願いいたしたいと存じます。ウの資金計画についてでございます。収支  
の見積もり及びバランスにかんがみまして適切であると認められ、問題ないと認められ  
るものでございます。

次に（２）の技術的能力でございます。ア、施設の設置工事及び保守等につきましては  
は、地元において一定水準以上の実績及び技術能力のある総合評点の高い工事業者から  
施工業者を選定し、委託する予定でございまして、保守についても取得資格や過去の実  
務経験等を有する者に委託する予定でございまして、支障ないと認められるものでござ  
います。

またイの保守体制についてでございますが、自社及び委託事業者において緊急保守にも  
対応できる体制を設定し、十分な要員を確保することとしており、支障ないものと認  
められるものでございます。

次に第8条の施設設置の適切性についてでございます。当該施設は益田市におきまし  
て地上デジタル放送の再送信、多チャンネル放送サービスを可能とするとともに、行政  
情報や地域行事情報を扱うコミュニティーチャンネル等の自主放送の提供等によりまし  
て、情報の格差の是正、難視聴対策に資するものでございまして、当該施設の設置は必  
要かつ適切なものであると認められるものでございます。

9 ページ目をお願いいたします。申請者は一般放送事業者もしくは地方公共団体から  
の支配を受けるものではございません。

なお、本施設の設置申請に関しまして、有線テレビジョン放送法第4条第2項に基づ

きまして、島根県知事の意見を聞きましたところ、11ページ、12ページにございますように、島根県知事からは申請のとおり有線テレビジョン放送施設を設置することにつきまして、12ページのとおり、問題はないとの回答を得ているところでございます。

以上、審査の結果、有線テレビジョン放送法第4条1項各号の規定に適合し、かつ第5条各号の規定に該当しないと認められると考えているところでございます。

以上でございます。

○根元部会長　ありがとうございます。萩ケーブルネットワーク株式会社からの設置許可申請書についてご報告をいただきました。ご報告に関して、何かご質問はございませんでしょうか。

○大谷委員　ご報告内容そのものについては、厳格に見ていただいているのと、既に今、実績のある事業者によるサービスということで、丁寧に見ていただいているという感想を持っているのですが、実際のところを見ますと、地域的にも難視聴地域が点在しているような場所だというようなことで、このタイプなののでしょうか。ケーブルテレビの開設というものが地デジ対策ということで、これからも相次いでいくのではないかと思われるのですが、国庫の補助金なんかは潤沢なのか、そういう難視聴地域の解消のための駆け込み的なケーブルテレビの開設などについて、十分に対策を打てるのだろうかというようなことを、地図などを拝見しながら思ったわけなのですが。直接、報告事項に対するご質問ではないですけれども、全般的な難視聴地域を含む地域について、ケーブル事業を新たに行っていくということについて、全国の全体像がどうなっているかということについて、ざっくりとお聞かせいただければと思います。

○根元部会長　いかがでしょうか。

○澤田地域放送推進室長　おっしゃるとおり、地デジ対策といたしまして、総務省といたしましても、ケーブルテレビは大変重要だというふうに考えておりまして、近年、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、地域情報通信基盤推進交付金、益田市、萩ケーブルネットワークについても受けておられますけれども、その交付金を近年ずっと措置をいたしておりまして、とりわけ平成21年度、今年度におきましては、当初予算で78億を確保いたしまして、また補正予算におきましても、433億円を確保するなど、この事業を進めてまいったわけでございます。それで、各事業者ですとか各自治体からは、大変、この交付金を受けたいという申請も多うございまして、平成21年度で一定のめどがついたのではないのかというふうに考えております。平成22年度から

は、この補助金、交付金自体はなくなるわけでございますけれども、平成21年度におきまして、大方、めどがついたのかなという現状でございます。

そのほか、ケーブルテレビにつきまして、地デジ対策として、共聴施設の巻き取りなども大変有効でございますので、そういった補助金も別途措置をするなど、このケーブルテレビによりまして地デジを進めていこうというのは、重要であるというふうに考えております。

○根元部会長　いかがですか。

○大谷委員　はい、ありがとうございます。かなり潤沢な交付金をご用意いただいて、実際には希望があればほとんど交付金が交付されるような、十分な財源の確保ができていて、特にどれを優先させるかということには思い悩むことなく交付ができたというふうに考えて、それが全国に満遍なく行き渡ったというのが実感であるのでしょうか。

○澤田地域放送推進室長　交付金につきましては、もちろん審査をさせていただいた上で事業内容は適切であるか、効果はどうであるかということを見させていただいた上で、交付をさせていただいておるわけでございますが、そういった意味で全国からのご要望にできる限りおこたえしたいということで、見させていただいたものにつきましては、適切であるということでございましたので、交付をさせていただいたということでございます。

○大谷委員　わかりました。ありがとうございます。

○根元部会長　ほか、いかがでございましょうか。

○根岸委員　これは私は知らないからお尋ねするのですが、これは伝送路というのが、FTTH方式となっておりますよね。しかし、5ページ見ると、これは「加入者系光ファイバ網を使用するものではない」というふうに書いてあって、これは自前でやっているというか、あるいは何か自治体でやっているということなののでしょうか。ちょっと技術的にもわからないところがありまして、すみません。普通、FTTH方式というと加入者系光ファイバを使っているように、直観的には、思いましたけれども。

○澤田地域放送推進室長　これにつきましては、自前の光ファイバ網を整備するというところで、電気通信事業者からお借りしているものではないということでございます。

○根岸委員　なるほど。これもやっぱり、補助金というか、そういうことがあるのですか。

○澤田地域放送推進室長　さようでございます。

- 根岸委員 なるほど。
- 澤田地域放送推進室長 益田市が補助金を受けられまして、整備をしたものでございます。
- 根岸委員 なるほど、わかりました。
- 根元部会長 いかがでしょうか。
- 山下委員 2点確認をしたいのですが、世帯数が2万1,000世帯ということですが、これは1ページですね。それで、その中で設置は引込端子数3万4,000を目指しておられると。それからもう一つ、アンケートによると約6割が関心を示しているということですので、世帯数2万1,000の中の1万2,000ぐらいが最終的に加入するのではないかというふうに単純に考えるわけですが、それとこの3万4,000という端子数の、数が少し違うけれども、これは例えばそれ以外の期間の加入というのでしょうか、会社みたいなのところですね、そういうところを予想しておられるのであろうかということをお教えいただきたいことが1点です。

もう1点は、例えば13ページとか14ページを拝見しますと、私もこのあたりの地理に不案内ではございますけれども、島根県でもあり、また隣の浜田市に隣接していることもあると考えると、浜田市の石見ケーブルビジョンですか、こういうところが最初に益田市に提供することをお考えになってもおかしくないといえますか、自然な感じもいたしますけれども、そうじゃなくて、山口県のほうのケーブル会社と。県の会社ではないと思えますけれども、そちらから北上してくるといえますか、そういうことになった、合理的な理由というのが、いろいろな理由があると思うのですが、そういうのがあるのかどうかということも、もし差し支えなければ教えていただきたいというふうに思います。

- 澤田地域放送推進室長 1点目の引込端子数とそれから世帯数の差があるわけですが、必ずしもこれは引込端子数イコール加入世帯数ということにならないわけですが、技術的に、例えば少し余裕を持って各ポイントに、端子は事前に余裕を持って用意しておくというようなことでございまして、特にこのエリアは山間部も多うございまして、エリアが分散するということもございまして、少し引込端子数については余裕を持っているということでございます。なお、おっしゃるとおり、一般加入世帯のほかにも、企業の方もご加入をされますので、加入者については一般世帯のほかにも企業の方もプラスされるものというふうに思っております。

それから、2点目の石見ケーブルビジョンと、この萩ケーブルネットワークのことでございますが、益田市がこれを整備されまして、そしてどこの業者にお願いをしようかというようなことを、益田市のほうで少し考えられまして、プロポーザル方式をとられたと。それで、そのプロポーザル方式でこういう条件でこうしたいんですけども提案をしていただけませんかということで、石見ケーブルビジョンと萩ケーブルネットワーク、この2社が手を挙げられまして、その2社の提案内容につきまして、市のほうで厳格に審査をされた結果、これでいこうと、萩ケーブルネットワークのほうが優れておられるので、萩ケーブルネットワークにお願いをしようということで、市長までご了解をとられて、決断をされたというふうに伺っております。

○山下委員　はい、ありがとうございます。

○根元部会長　はい。どうぞ。

○岡村委員　これは許可そのものとは関係がないかもしれませんが、ちょっと教えていただきたいのですが、総務省とすればブロードバンド化を全国的に進めてきて、今、そのブロードバンドの中で光によるブロードバンド政策のほうをお進めになっておられると理解しているわけですが、本件ケーブルテレビ、光を使われて、そちらのほうのブロードバンドに関係するサービスの提供をされるかされないか等々は、何かお話がございましたでしょうか。

○澤田地域放送推進室長　光を使いまして、ケーブルインターネットサービスもやられるということで伺っております。このインターネット接続サービスで8メガが1,890円、30メガで2,940円、100メガで4,200円という料金設定をされて、このサービスをされるということでございまして、その中で2ページ目のところで事業収支見積というのがございまして、その収入のうち事業外収入という欄がございます。これがブロードバンドインターネットの収入の見込みが主なものというふうなことでございます。

○岡村委員　ありがとうございました。

○根元部会長　ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではご説明に対してご質問等々いただきましたけれども、この諮問に関しては適当であろうという判断をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○根元部会長　はい、それでは諮問第2002号につきましては、諮問のとおり許可す

ることが適当である旨、答申を行わせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ここで準備させていただきました本日の議題は以上でございます。委員の先生方から、何かご意見ございますでしょうか。それでは、事務局から何かございますか。

○武田情報流通行政局総務課長　　ありません。

○根元部会長　　それでは本日の会議をこれで終了させていただきます。次回の有線放送部会につきましては別途確定になりましたら、事務局からご連絡を差し上げますので、何分よろしくお願ひしたいと思います。

それでは閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉　　会